

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

法令ID/ 題名	IVD17145	米子市都市公園条例	
根拠条項	011	第11条第2項及び同条第3項において準用する第8条第2項	
処分名	有料公園施設の使用（変更）許可		
所管部署名	都市整備部建設企画課	コード	
関係条項	米子市都市公園条例 第11条第3項において準用する第8条第3項及び第4項 米子市都市公園有料公園施設管理規則 第2条及び別記様式		
審査基準	<p>1 米子市都市公園条例第11条第3項において準用する同条例第8条第3項各号のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>2 米子市都市公園有料公園施設管理規則第2条に規定する許可申請書及び市長が指示する添付書類が提出されていること。</p> <p style="text-align: right;">（設定年月日・平成29年10月27日）</p>		
法令の標準処理期間 条項及びその期間			
標準処理期間	1か月以内	（設定年月日・平成29年10月27日）	
備考			